

令和8年度 市民税・県民税

# 申告の手引き



令和7年中に収入がなかった方、非課税収入のみの方は  
当てはまるものにチェックを入れてください。  
(これまでの申告書で、裏面下部に記入されていた方は、  
こちらの当てはまるものにチェックを入れてください。)

配偶者特別控除	申告者の令和7年中の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額に応じて次の表のようになります。	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額
		58万円超 100万円以下	900万円超 950万円以下 900万円以下 950万円以下 1,000万円以下
		100万円超 105万円以下	11 万円
		105万円超 110万円以下	21
		110万円超 115万円以下	18
		115万円超 120万円以下	7
		120万円超 125万円以下	6
		125万円超 130万円以下	4
		130万円超 133万円以下	2
配偶者控除 同一生計者 配偶者	申告者と生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人にについて記入してください。  同一生計配偶者 …納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下のもの。	控除対象配偶者 …同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者	
		控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額	控除額
			配偶者控除 老人控除対象配偶者(70歳以上)
		900万円以下	33 万円 38 万円
		900万円超950万円以下	22 26
		950万円超1,000万円以下	11 13
		※控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられません。	
		申告者と生計を一にする扶養親族で令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人にについて記入してください。	
		区分	控除額
扶養控除 年少扶養親族	扶養親族が国外居住者である場合は、親族関係書類及び送金関係書類を添付してください。また、これらの書類が日本語以外で作成されている場合には、日本語訳も添付してください。なお、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者については、(1)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、(2)障害者、(3)扶養控除等を申告する納税義務者がからその年ににおける生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない場合は、扶養控除等の適用から除外されます。 ※扶養親族の方が障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。 控除額=普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円	一般扶養親族	※平成19年1月2日から平成22年1月1日生まれの人 及び昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれの人
		特定扶養親族	※平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの人
		老人扶養親族	※昭和31年1月1日以前生まれの人
		同居者親等	※老人扶養親族のうち申告者が配偶者の直系尊属で同居している人
		年少扶養親族	※平成22年1月2日以降生まれの人(令和7年12月31日現在16歳未満)
		※年少扶養親族の所得控除はありませんが、住民税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。	
		扶養親族が国外居住者である場合は、親族関係書類及び送金関係書類を添付してください。また、これらの書類が日本語以外で作成されている場合には、日本語訳も添付してください。なお、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者については、(1)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、(2)障害者、(3)扶養控除等を申告する納税義務者がからその年ににおける生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない場合は、扶養控除等の適用から除外されます。	
		※扶養親族の方が障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。	
		控除額=普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円	
特定扶養親族等特別控除	【令和8年度からの新制度】 合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の生計を一つにする扶養親族がいる場合は、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて右のようになります。	特定扶養親族等の合計所得金額	特別控除額
		58万円超 95万円以下	45 万円
		95万円超 100万円以下	41
		100万円超 105万円以下	31
		105万円超 110万円以下	21
		110万円超 115万円以下	11
		115万円超 120万円以下	6
		120万円超 123万円以下	3
基礎控除	申告者の合計所得金額に応じて次の表のようになります。	本人の合計所得金額	控除額
		2,400万円以下	43 万円
		2,400万円超2,450万円以下	29
		2,450万円超2,500万円以下	15
		2,500万円超	0

所得金額調整控除 申告者が給与所得者で次のいずれかに当てはまる場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除します	
対象者	控除額
給与収入金額が850万円超で次のいずれかに該当すること。 ・23歳未満の扶養親族を有する ・申告者や、同一生計配偶者か扶養親族が特別障害者	(給与収入(限度額1,000万円)-850万円) × 10% ※控除限度額15万円
給与所得と公的年金等雑所得の合計額が10万円超	(給与所得の金額+公的年金等雑所得の金額)-10万円 ※控除限度額10万円

年齢区分	年金収入額の合計額(A)	公的年金等の雑所得		
		公的年金等雑所得以外の合計所得額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 〔S36.1.2〕 〔以降生まれ〕	130万円以下	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	130万円超410万円以下	(A) × 0.75 - 27.5	(A) × 0.75 - 17.5	(A) × 0.75 - 7.5
	410万円超770万円以下	(A) × 0.85 - 68.5	(A) × 0.85 - 58.5	(A) × 0.85 - 48.5
	770万円超1,000万円以下	(A) × 0.95 - 145.5	(A) × 0.95 - 135.5	(A) × 0.95 - 125.5
	1,000万円超	(A) - 195.5	(A) - 185.5	(A) - 175.5
65歳以上 〔S36.1.1〕 〔以前生まれ〕	330万円以下	(A) - 110	(A) - 100	(A) - 90
	330万円超410万円以下	(A) × 0.75 - 27.5	(A) × 0.75 - 17.5	(A) × 0.75 - 7.5
	410万円超770万円以下	(A) × 0.85 - 68.5	(A) × 0.85 - 58.5	(A) × 0.85 - 48.5
	770万円超1,000万円以下	(A) × 0.95 - 145.5	(A) × 0.95 - 135.5	(A) × 0.95 - 125.5
	1,000万円超	(A) - 195.5	(A) - 185.5	(A) - 175.5

雑損控除	申告者や、令和7年分の総所得金額等の合計が58万円以下の配偶者、その他の親族で生計を一にする人が風水害、火災、盗難等により、住宅家財に損害を受けた場合。(添付書類:罹災証明書や損失申告書等)																					
医療費控除	<p>次の①、②のいずれかの控除があります。※令和3年度申告分(令和2年中支払分)から、いずれも領収書ではなく、医療費控除の明細書または医療保険者等が発行した医療費通知の添付が必須となりました。</p> <p>①申告者や、生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費がある場合。(限度額200万円)(添付書類:医療費控除の明細書)</p> $\text{控除額} = \left[ \frac{\text{支払った医療費}}{\text{保険等で補填される金額}} \right] - \begin{cases} (\text{ア})(\text{イ}) \\ \text{いずれか少ない金額} \end{cases}$ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(ア)10万円</td> </tr> <tr> <td>(イ)総所得金額等の5%</td> </tr> </table> <p>②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合。(限度額8万8千円)(添付書類:セルフメディケーション税制の明細書)</p> $\text{控除額} = \text{特定一般用医薬品等購入費} - 1万2千円$	(ア)10万円	(イ)総所得金額等の5%																			
(ア)10万円																						
(イ)総所得金額等の5%																						
社会保険料控除	健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金などの保険料 控除額=支払額全額(添付書類:支払証明書(コピー可))																					
小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金 控除額=支払額全額(添付書類:支払証明書(コピー可))																					
生命保険料控除	<p>生命保険・簡易生命保険・農協の生命共済等(添付書類:控除証明書(コピー可))</p> <p>控除対象となる生命保険は、一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険の3種類</p> <p>①生命保険種類別の控除額は、下表により新旧毎の控除額を算出し合計した金額。ただし、種類別の上限額は、28,000円。(旧のみの場合は35,000円)</p> <p>②生命保険料控除額は、上記種類別の控除額の合計。(上限額70,000円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>		支払保険料	控除額	新契約	12,000円以下	支払額全額	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円(上限)	旧契約	15,000円以下	支払額全額	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円(上限)
	支払保険料	控除額																				
新契約	12,000円以下	支払額全額																				
	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円																				
	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円																				
	56,000円超	28,000円(上限)																				
旧契約	15,000円以下	支払額全額																				
	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																				
	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																				
	70,000円超	35,000円(上限)																				
地震保険料控除	<p>地震保険(添付書類:控除証明書(コピー可))</p> <p>※地震保険料と旧長期損害保険料が両方ある場合、限度額25,000円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料分</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円(上限)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料分</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料	控除額	地震保険料分	50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円超	25,000円(上限)	旧長期損害保険料分	5,000円以下	支払額全額	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円(上限)						
区分	支払保険料	控除額																				
地震保険料分	50,000円以下	支払額 × 1/2																				
	50,000円超	25,000円(上限)																				
旧長期損害保険料分	5,000円以下	支払額全額																				
	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円																				
	15,000円超	10,000円(上限)																				
障害者控除	<p>次のいずれかに当てはまる人。(添付書類:手帳・認定書など障害の程度がわかるもの(コピー可))</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳を有している方。</p> <p>②原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の認定を受けている方。</p> <p>③65歳以上で要介護1から5の認定を受けている方のうち、「障害者控除対象者認定書」(高齢者支援課で発行☎823-9441)の交付を受けた方。</p> <p>④精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方または児童相談所等で知的の障害者と判定された方。</p> <p>控除額=普通障害26万円 特別障害30万円</p>																					
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、次のいずれかに当てはまる人。																					
	<p>①夫と死別または離別後再婚しておらず、扶養親族がいる人。</p> <p>②夫と死別後、再婚していない、または夫の生死が明らかでない人。</p>																					
	控除額=26万円																					
ひとり親控除	<p>令和7年12月31日時点での婚姻をしていない、または配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに当てはまる人。</p> <p>①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。</p> <p>②生計を一にする総所得金額等の合計が58万円以下の子を有する。</p> <p>③合計所得金額が500万円以下。</p> <p>控除額=30万円</p>																					
勤労学生控除	勤労学生のうち、給与所得等があり、合計所得金額が85万円以下で、不動産、利子等の所得が10万円以下の人。(添付書類:在学証明書等)																					
	控除額=26万円																					

源泉徴収票がない方は月ごとの収入等をご記入ください。  
月収の合計額は表面「**力**」に、社会保険料の合計を表面左側の  
⑯にご記入ください。

**[裏面]**

**2 営業所得に関する事項** (□記帳帳簿等の確認)

業種		飲食店		屋号・雅号		○○食堂	
科目		金額		科目		金額	
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	A	6,000,000	円	修繕費	9	100,000	円
仕入金額 (製品原価)	B	2,460,000		消耗品費	10	300,000	
差引金額(A-B)	C	3,540,000					
減価償却費	1	270,000					
地代家賃	2	600,000					
租税公課	3			雜費	13	120,000	
水道光熱費	4	900,000		合計		2,540,000	
旅費交通費	5			専従者控除前の所得金額(C-D)	E	1,000,000	
通信費	6			専従者控除	F	500,000	
広告宣伝費	7	100,000		青色申告特別控除額	G		
接待交際費	8	150,000		差引所得金額(E-F-G)	H	500,000	
※差引所得金額を表面①に記入							

売上(収入)金額 令和7年1月1日から令和7年12月31までの間に収入すべきことが確定した金額をいいます。したがって、売掛金や未収金などのようにまだ入金していない売上代金も含まれます。また、売上代金を物品等で収入した場合や、商品を自家消費した場合も収入金額となります。

経費 営業を行う場合に必要とされる支出です。したがって、家事上の支出(生活費)は、算入できませんので、ご注意ください。

減価償却費 減価償却資産には、建物やその付属設備、機械、車両、備品などが含まれます。それぞれの品目毎に耐用年数が定められており、一定の方式により、耐用年数に応じてその代価が各年分に必要経費として配分されます。なお耐用期間が一年未満のもの、取得価額が10万円未満のものは、減価償却費の対象とはなりません。  
☆算定[定額法] (取得価額 - 残存価額) ÷ 耐用年数  
※平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、残存価額が廃止され、1円の備忘価額を残し全額償却できるようになりました。  
〔少額な減価償却資産について〕  
使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却しないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。  
〔一括償却資産について〕  
取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

地代家賃 建物などを住宅と店舗両方に使用しているときは、面積比率等によりあん分し、家用の部分に相当する金額を除いてください。

租税公課 営業にかかる税金や賦課金です。  
必要経費となるもの 固定資産税・自動車税・自動車取得税・重量税・登録免許税・不動産取得税・事業税・各種組合費など

必要経費とならないもの 所得税・市県民税・延滞金など

水道光熱費 水道・電気・ガス・電話料などは営業部分と家用部分と一緒に支払われている場合がありますが、その場合は点灯時間、使用頻度によりあん分して、営業部分のみが必要経費となります。

旅費交通費 販売や集金などの商用のためにかかった乗車券代、車代、宿泊料などです。

広告宣伝費 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告費用、名入ノベルティなどの購入費用です。

接待交際費 得意先の接待費用や中元・歳暮などの贈答品の購入費用などで、支出されたことが明らか、かつ、相手方、支出、接待の理由からみて、専ら事業の遂行上必要と認められるものが対象となります。

修繕費 店舗などの壁の塗り替えやこわれた部分の取り替え、こわれたガラス戸・畳などの取り替えが含まれます。ただし、建物の増改築や用途変更のための模様替えなど比較的大きな工事は減価償却費の対象となります。

消耗品費 事務用品や梱包用品などの購入費用です。

**1 給与所得の内訳** (□記帳帳簿等の確認)

(日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	勤務日数	日給	月収	社会保険料等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				